

特許権	判決年月日	平成30年9月26日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	平成30年(ネ)第10044号		
<p>○ 発明の名称を「光学情報読取装置」とする特許に係る特許権侵害訴訟事件について，特許に公然実施発明を主引用例とする進歩性欠如の無効理由があるとして，被控訴人の無効の抗弁を認め，控訴人の請求を棄却した原判決を維持した事例</p> <p>○ 控訴審における訂正の再抗弁の主張を時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下した事例</p>				

(事件類型) 特許権侵害行為差止等 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 特許法29条2項，民事訴訟法297条，157条1項

(関連する権利番号等) 特許第3823487号

判 決 要 旨

- 1 本件は，発明の名称を「光学情報読取装置」とする特許（特許第3823487号。以下「本件特許」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有していた控訴人が，被控訴人による被告製品の販売等が本件特許権の侵害に当たると主張して，被控訴人に対し，本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。
- 2 原判決（東京地方裁判所平成28年（ワ）第27057号・平成30年4月13日判決）は，本件特許出願前に日本国内で販売されていた2次元バーコードリーダー「IT4400」により公然実施されていた発明（以下「IT4400に係る発明」という。）及び周知技術に基づいて当業者が特許発明を容易に想到し得たものであるから，本件特許は，進歩性欠如の無効理由があり，特許無効審判により無効にすべきものと認められるから（以下「本件無効の抗弁」という。），控訴人の請求は理由がないとして，これを棄却した。控訴人は，原判決を不服として本件控訴を提起した。
- 3 本判決は，本件無効の抗弁は理由があるものと認め，また，控訴人が控訴審で提出した本件無効の抗弁に対する訂正の再抗弁（以下「本件訂正の再抗弁」という。）の主張は，時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして，第1回口頭弁論期日において，これを却下し，本件控訴を棄却した。その理由の要旨は，次のとおりである。
 - (1) 本件無効の抗弁について

IT4400に係る発明に接した当業者は，絞りが結像レンズの間に配置されているIT4400に係る発明においては，受光素子ごとにマイクロレンズ（集光レンズ）が設けられた固体撮像素子（CCDセンサ）の周辺部における

受光素子に有効に入射しなくなる結果、周辺部における受光素子の光量が光学的センサの中心部における光量に比して不足するという周知の問題が生じ得ることを認識し、このような問題を解決するために、「絞り」を複数のレンズで構成される結合レンズの全てのレンズよりも被写体側に配置するという周知の構成を採用する動機付けがあったものと認められる。

したがって、当業者は、IT4400に係る発明及び周知技術に基づいて、同発明において、「読み取り対象からの反射光が絞りを通じた後に結像レンズに入射するよう、絞りを配置することによって、光学的センサから射出瞳位置までの距離を相対的に長く設定」する構成（相違点1に係る特許発明の構成）とすることを容易に想到することができたものと認められる。

また、当業者は、IT4400に係る発明において相違点2に係る特許発明の構成を適用することを容易に想到することができたものと認められる。

したがって、本件発明はIT4400に係る発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものと認められる。

(2) 本件訂正の再抗弁について

①控訴人は、原審において、本件無効の抗弁が主張され、別件侵害訴訟及び別件無効審判においても、本件無効の抗弁と同じ無効の抗弁又は無効理由が主張され、さらに、別件侵害訴訟において上記無効の抗弁を容れた請求棄却判決の言渡しがされたが、原審口頭弁論終結時までに本件無効の抗弁に対する訂正の再抗弁を主張しなかったこと、②その後、本件無効の抗弁を容れた原判決の言渡しがされたが、控訴人は、控訴理由書提出期限に提出した控訴理由書においては本件無効の抗弁に対する訂正の再抗弁を主張せず、その後に被控訴人から控訴理由書に対する反論の準備書面が提出された後、当審第1回口頭弁論期日の4日前になって初めて、本件訂正の再抗弁の主張を記載した準備書面を提出したことが認められる。一方で、控訴人において、上記時期まで本件訂正の再抗弁を主張しなかったことについて、やむを得ないといえるだけの特段の事情はうかがわれない。

したがって、本件訂正の再抗弁の主張は、控訴人の少なくとも重大な過失により時機に後れて提出された攻撃防御方法であるものというべきであり、これにより訴訟の完結を遅延させることとなることは明らかであるから、民事訴訟法297条において準用する157条1項に基づき、これを却下した。